

# 各務原市総合運動公園ネーミングライツ・パートナー募集要項

各務原市では、市有施設の愛称を命名する権利を売却し、民間資金を活用して、持続可能な施設の運営と施設サービスの維持・向上を図り、施設の魅力を高めることを目的として、ネーミングライツ・パートナー（施設命名権者）を次のとおり募集します。

## 1 導入のメリット

### (1) パートナー企業等（施設命名権者）にとって

- ① PR効果が期待できます  
命名した愛称が、市の広報活動やイベントの開催等を通じてメディアへ露出することにより、企業名や商品名の宣伝効果が期待できます。
- ② 地域活性化に貢献できます  
愛称を付けた施設を利用した魅力あるイベント等の実施により、地域の経済、観光、産業の活性化に貢献できます。
- ③ イメージアップにつながります  
施設の愛称や地域活性化策を通じて、企業や商品のイメージアップにつながります。

### (2) 市民・市にとって

- ① 施設の維持管理等のための安定的な財源確保につながります。
- ② その財源の活用により、施設利用者・市民サービスの向上が期待できます。

## 2 対象施設

名称 各務原市総合運動公園

所在地 各務原市下中屋町974番地

## 3 募集条件

市は、原則として次の条件で施設命名権者を公募するものとします。

### (1) 契約期間

原則、3年から5年までとします。

更新については、優先交渉権があります。

### (2) 命名権料

年額150万円以上（消費税及び地方消費税別）

希望金額であり、上記の金額未満でも応募できます。

### (3) 命名条件

- ・公共施設にふさわしい愛称とし、施設の設置目的がイメージでき、親しみやすさや呼びやすさなど、市民の理解が得られるものとします。
- ・看板等の色彩やデザインについて、事前に各務原市都市建設部建築指導課と協議及び指導を受けてください。
- ・新規看板等を設置する場合は、河川管理者の許可を受ける必要があります。

- ・愛称の使用にあたっては、愛称の周知に努めるほか当分の間は条例上の名称を併記するなど利用者が混乱しないように配慮することとします。
- ・提案のあった愛称案については、原則、応募者の都合による変更は認めません。
- ・公共の施設の愛称として不適切なものは使用を認めないこととします。

例示すると、次のとおりです。

- ① 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③ 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
- ④ 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- ⑤ 政治性のあるもの
- ⑥ 宗教性のあるもの
- ⑦ 社会問題についての主義主張
- ⑧ 個人の名刺広告
- ⑨ 美観風致を害するおそれがあるもの
- ⑩ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- ⑪ 虚偽であるもの又は誤認されるおそれがあるもの
- ⑫ その他施設の愛称として不適当であると市長が認めるもの

#### (4) 費用負担

名称の変更に伴う広告物等の表示変更については、次のとおりとします。

なお、契約終了後の原状回復についても同様とし、施設命名権者の費用負担については、命名権料とは別に負担していただくものとします。

区分	費用負担
パンフレット及び封筒等の印刷物、並びにホームページの表示変更	市又は指定管理者（各所管部分に応じて負担） ※印刷物の表示変更が、施設命名権者の要望による場合は、施設命名権者の負担とする。
上記以外の広告物（看板等）の表示変更	施設命名権者 ※契約終了後の原状回復についても同様

#### (5) 応募資格

法人を対象としますが、公共の施設としてのイメージが損なわれるおそれがあるなど命名権を取得させることが適当でない認められる者は対象外とします。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定される業種
- ② 風俗営業類似の業種
- ③ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に係るもの
- ④ たばこの製造販売
- ⑤ ギャンブルに係るもの
- ⑥ 規制対象となっていない業種で社会問題を起こしている業種や事業者
- ⑦ 法律の定めのない医療類似行為を行う施設

- ⑧ 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続中又は更生手続中の事業者
- ⑨ 各種法令に違反しているもの
- ⑩ 刑事事件に関して、現に起訴されている者又は刑に処せられた者（刑の消滅があった者を除く。）
- ⑪ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ⑫ 法人税、消費税、法人事業税、法人県民税、市税及び地方消費税を滞納しているもの
- ⑬ 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年7月23日決裁）第3条に規定する排除措置の対象となる個人又は法人等
- ⑭ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの
- ⑮ 各務原市から入札参加資格停止措置を受けている者、または各務原市から不利益処分を受けているもの
- ⑯ その他命名権者を取得することが適切でないと市が認めるもの

また、愛称の使用開始日における当該施設の指定管理者の事業目的と競合する企業等（ただし、愛称の使用開始日における当該施設の指定管理者及びその関連企業を除く。）は失格となる場合があります。

#### 4 募集方法

##### (1) 提出書類

- ① ネーミングライツ・パートナー申込書（別紙様式1）
- ② 会社概要（別紙様式2）
- ③ 直近3か年の財務状況を明らかにする書類及び業務の内容を明らかにする書類
- ④ 登記事項証明書（商業登記簿謄本、現在事項全部証明書）
- ⑤ 印鑑証明書
- ⑥ 法人税、消費税、法人事業税、法人県民税、市税及び地方消費税に滞納がないことを証する書類
- ⑦ 法人役員名簿（別紙様式3）
- ⑧ 誓約書（別紙様式4）
- ⑨ 各務原市との関わり、地域貢献や文化・スポーツ等に対する支援の実績及び今後の計画等（別紙様式5）

##### (2) 提出部数

正本1部、副本7部

##### (3) 募集期間

令和4年11月1日（火）から令和5年1月31日（火）まで（郵送の場合必着とします。）

なお、持参の場合の受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとします。

(土曜日、日曜日及び祝日、12月29日から1月3日を除く。)

(4) 応募・問い合わせ先

各務原市教育委員会事務局スポーツ課

〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地

電話 058-383-1231

FAX 058-389-0218

メール [sports@city.kakamigahara.gifu.jp](mailto:sports@city.kakamigahara.gifu.jp)

(5) 質問の受付

受付期間 令和4年11月1日(火)から令和5年1月17日(火)まで

受付方法 郵送、FAX、メールにより受付します。

回答方法 メールにて回答します。

(6) その他

- ① 応募に要する経費等はすべて応募者の負担とします。
- ② 提出された書類は、返却しません。
- ③ 提出された書類は、情報公開請求により開示することがあります。

## 5 選定の方法

選定委員会を設置して、別紙「審査方法」の基準により、応募資格、経営状況、命名権料、契約期間、愛称案等を総合的に判断し、候補者及びその順位を選定します。

なお、応募が1者のみの場合も、選定委員会において施設命名権者としてふさわしいかどうか審査し、候補者を決定します。

選定審査結果については、すべての応募者に文書で通知します。

その後、選定された候補者と契約内容について協議を行います。

なお、協議は、先順位候補者から順次行いますが、合意の可能性がないと市が判断した場合は、当該候補者との協議を打ち切り、次順位の候補者と契約内容について協議を行うものとします。

### [審査基準]

- ・ 応募企業等の経営の安定性
- ・ 各務原市との関わり、地域貢献や支援の実績及び今後の計画
- ・ 愛称の親しみやすさ、呼びやすさ
- ・ 応募金額
- ・ 応募期間

## 6 契約の締結

選定された候補者と契約内容について協議を行い、合意に至った場合、ネーミングライツに関する契約を締結します。

なお、愛称変更による市民の混乱を避けるため、当該ネーミングライツ・パートナーは、当該施設の次回期間の契約において、優先的に交渉できることとします。その際、応募時の提出書類に準じた資料の提出を求めることがあります。

## 7 ネーミングライツ・パートナー（施設命名権者）の契約の解除

施設命名権者と契約を締結した後において、応募資格要件を欠くこととなったとき、または社会的信用を損なう行為により施設のイメージが損なわれるおそれがあるなど施設命名権者とするのが適当でない認められるとき、市は契約の解除をできることとします。

## 8 指定管理者制度導入施設にかかる留意点

指定管理者制度導入施設において、新規にネーミングライツ制度を導入する場合は、指定管理者と事前協議を行い、応募の意思がある場合には、優先交渉権者として決定できるものとします。応募の意思がない場合又は協議がまとまらなかった場合には、公募に切り替えるものとします。また、指定管理の期間を考慮し、適切な期間設定に配慮するものとします。

## 9 リスク負担

- (1) 新規に設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設に付けた愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、施設命名権者が負うこととします。
- (2) その他、定めのないリスクが生じた場合は、市と施設命名権者が協議し、リスク負担を決定するものとします。

(別紙)

## 審査方法

### 1 応募資格審査

申請書類を受理した全ての者を対象として、募集要項の「応募資格」を満たしているか確認するため、施設所管課において事前審査を行い、その結果を審査委員会に報告します。

審査委員会は、報告された事前審査の結果に基づき審査し、応募条件に該当しないと判断された者は、失格となります。

### 2 内容審査

応募資格審査において失格となった場合を除き、審査委員会の委員が次の「審査基準」に基づいて採点を行い、その結果を集計します。

#### 【審査基準】

	審査項目（審査の観点）	配点
①	応募企業等の経営の安定性	10
	経営基盤が安定しており、財務状況は健全であるか	
②	応募企業等の市との関わり、地域貢献や支援の実績及び今後の計画	20
	市との関わりの内容、地域貢献や支援の状況（実施回数、実施対象人数、実施による効果等）、今後の計画等	
③	愛称案	10
	愛称案の親しみやすさ・呼びやすさ	
④	応募金額	40
	市の希望金額との比較	
⑤	応募期間	20
	市の希望愛称使用最長期間との比較	
合	計	100

## 【採点方法】

- ア 審査基準中、①～③については、下記の「得点の判断基準」により採点します。  
(得点の判断基準)

判断基準	得点	
	①③	②
優れている	10	20
やや優れている	8	15
標準的である	5	10
やや劣っている	3	5
劣っている	0	0

- イ 審査基準中、④については、次の算式により採点します。  
$$\text{応募金額の得点} = 40 \text{点} \times \frac{\text{当該応募金額}}{\text{最高応募金額}}$$
  
(小数点以下第1位を四捨五入)

(算出例)

A者：応募金額200万円（応募者の中の最高金額）  
得点40点×200万円／200万円＝40点  
B者：応募金額150万円  
得点40点×150万円／200万円＝30点  
※ただし、最高応募金額が市希望金額（150万円）未満の場合は、上記の算式のうち、最高応募金額を市希望金額として算出します。

- ウ 審査基準中、⑤については、下記により採点します。

応募期間	得点
5年（5年を超えるものを含む）	20
4年以上5年未満	15
3年以上4年未満	10
3年未満	0

### 3 交渉権者の決定

内容審査の採点結果から、各委員の審査点の総合計の最も多い申請者を優先交渉権者として第2位の応募者を次点の者として決定します。

この場合において、各委員の審査点の総合計の最も多い申請者が二者以上あったときは、これらの者のうち、審査項目「④応募金額」における各委員の審査点の合計の最も多い申請者を優先交渉権者として決定することとし、さらに審査項目「④応募金額」における各委員の審査点の合計が同点であったときは、これらの者の中からくじ引きによって施設命名権候補者を決定するものとします。なお、審査委員による採点の結果、各委員の合計点数が配点合計の6割に満たない場合、または審査基準の各項目に0点がある場合は、失格とします。